

財団法人郡山市健康振興財団寄附行為

平成 2 年 9 月 25 日
財団法人郡山市健康振興財団寄附行為第 1 号

変更	平成 4 年 9 月 25 日	平成 7 年 5 月 19 日
	平成 12 年 2 月 23 日	平成 13 年 4 月 1 日
	平成 18 年 7 月 14 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人郡山市健康振興財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を福島県郡山市朝日二丁目 1 5 番 1 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、保健医療に係る諸対策の円滑なる推進と総合的健康管理・増進を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療に係わる情報及び知識の周知啓もうに関する事。
- (2) 保健、医療従事者の研修等に関する事。
- (3) 保健医療に係る情報システムの調査研究及び実施に関する事。
- (4) 健康増進の指導に関する事。
- (5) 健康診査及び臨床検査に関する事。
- (6) 指定市町村事務受託法人の事業に関する事。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 設立後理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び選任)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上13人以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）
- (5) 監事 2人

- 2 理事長は、郡山市副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副理事長は、郡山医師会会長の職にある者をもって充てる。
- 4 専務理事は、理事の中から理事長が選任する。
- 5 理事は、理事長、副理事長を除くほか、郡山医師会、郡山歯科医師会及び郡山市職員並びに学識経験者の中から評議員会において選任する。
- 6 監事の1人は、郡山市会計管理者の職にある者をもって充て、他の1人は郡山歯科医師会の中から評議員会において選任する。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 8 特定の理事とその親族その他の特別の関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 9 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

（役員の職務）

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長の命を受けて日常の業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

（役員の任期）

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務事業を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については理事長が理事会の議決を経て定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が、必要と認めた場合

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合

(招集)

第24条 理事会は、前条第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、開会の日の7日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちから、その理事会において、選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 特定の評議員とその親族その他の特別の関係にある評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 第17条及び第19条の規定は、評議員の任期及び報酬等について準用する。この場合において、第17条及び第19条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第31条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

(4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。

(5) その他理事会で必要と認めた事項

(評議員会開催及び招集)

第33条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。

2 第24条の規定は、評議員会の招集に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条」とあるのは「前項」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第34条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第35条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第36条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由により評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 第29条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第39条 第32条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第42条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第11条及び第32条第3項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第30条第5項で準用する第17条第1項の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成4年9月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成7年5月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成12年2月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年7月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可の後、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第15条については、平成20年4月1日から適用する。